厚生労働省
香川労働局

Press Release

香川労働局発表
令和８年 10 月 23 日

報道関係者　各位

担当
香川労働局労働基準部
監督課長　小林　知己
専門監督官　田村　由美子
（電話）087-811-8918
（夜間）087-811-8926
https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

「ベストプラクティス企業」へ労働局長が職場訪問します

香川労働局（局長　友住（ともずみ）　弘一郎（こういちろう））では、毎年 11 月の「過労死等防止啓発月間」における過重労働解消キャンペーンの一環として、香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、他の企業の参考とするため、当該企業の取組事例を広く紹介する取組を行っています。

■実施日時　**令和８年 11 月 26 日（木）　14:15～16:00（目途）**

■訪問先　**株式会社 川六**
（所在地：高松市百間町１－２）

■内容　香川労働局長が株式会社川六を訪問し、意見交換を行います。

■当日の取材希望　現地での同行取材ができますので、取材を希望される場合は、令和８年 11 月 18 日（水）17：00 までに上記担当まで連絡をお願いします（取材に来られる方は入場手続きや駐車場所など、取材時は訪問先の指示に従って下さい）。

【参考】
労働基準法等の改正により、同法に基づく上限時間を超える長時間労働が禁止になるなど、引き続き、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止に向けた取組を実施することが必要です。

【添付資料】
「過労死等防止啓発月間」の取組概要

（別　添）

「過労死等防止啓発月間」の取組概要（既発表）

1　周知・啓発

①「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等について国民への啓発を行うため、47 都道府県 48 会場（東京は２会場）でシンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます。）。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や企業、過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

○　実施日時：　**11 月 17 日（火）14:00 から 16:30**（受付 13:30 から）
○　開催場所：　**かがわ国際会議場**（高松シンボルタワー　タワー棟６階）
○　内　　容：　**企業からの取り組み事例発表、基調講演、過労死遺族の声など**

② ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2　過重労働解消キャンペーン

① 経営者団体、労働組合等に対して要請します

県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、香川労働局長による文書要請をします。

② 香川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている**「ベストプラクティス企業」**を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

③ 重点的な監督指導を実施します

各労働基準監督署において、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

④ 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11 月１日（日）から 11 月７日（土）（11 月１日（日）、11 月３日（火・祝）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、香川労働局・各労働基準監督署の相談窓口において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11 月７日（土）を特別労働相談受付日とし、**「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」**を設置し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、**労働基準監督官**が相談に対応します（四国ブロックは香川労働局で実施）。

「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」

○　受　付　日　時：　**令和８年 11 月７日（土）９:００から１７:００**
○　フリーダイヤル：　**０１２０－７９４－７１３**（なくしましょう　長い残業）

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月から１月に、オンライン開催等により「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します（無料でどなたでも参加できます。）。